

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6 年 1 月 31 日

福岡県知事 殿

申請者 〒803-0801
住 所 北九州市小倉北区西港町 62 番 4
氏 名 九州メタル産業株式会社
代表取締役 庄崎 秀昭
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 093-582-6143

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>積替え、保管を含まない。 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、廃酸、木くず、がれき類（廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上6品目</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 北九州市小倉北区西港町 62 番 4 電話番号 093-582-6143 事業場 別紙「事業場（駐車場）所在地一覧」参照。 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>様式第六号の二 （事業計画の概要を記載した書類「3 運搬施設の概要」のとおり）及び「事業場（駐車場）所在地一覧」参照。</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>なし</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	<p></p>



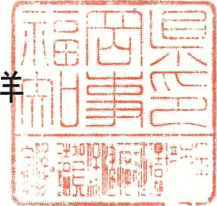
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市小倉北区西港町62番4

氏 名 九州メタル産業株式会社
代表取締役 庄崎 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 31 年 2 月 18 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6 年 2 月 17 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、廃酸、木くず、がれき類（廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
以上6品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	2月18日	更新許可
平成16年	2月18日	更新許可
平成21年	2月18日	更新許可
平成23年	6月22日	変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等）の限定の解除及び取扱品目（廃酸）の追加
平成26年	2月18日	更新許可
平成31年	2月8日	変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記
平成31年	2月18日	更新許可
令和2年	5月11日	変更届出により代表者の変更 以下余白

（以下裏面記載）

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。